

第2回人権賞 受賞者 渡辺良夫（弁護士）

【受賞理由】

憲法25条の生存権が争点となった「朝日訴訟」「堀木訴訟」などの弁護士活動を通じた、社会保障、社会福祉分野での人権擁護への取り組みに対して。

第2回東弁人権賞受賞者に聞く

渡辺良夫弁護士は、4期修習生として研修所に入所したが、修習中長期の結核闘病生活を余儀なくされ、9期生として卒業、弁護士活動を開始した。

氏の活動は、社会福祉・平和・医療など極めて広いものであるが、そこに一貫するものは、「人間らしい社会」の建設への絶ゆまぬ努力と献身である。

昭和32年春弁護士登録と同時に氏は、友人の紹介で社会党法律相談部に籍をおいた。

「結核で休んでいたので私は因数外だった」と笑うが、患者さんのための法律相談をやりたいとの当初の意思どおり、自身の闘病体験を生かして東京患者同盟の法律相談活動に入った。

朝日訴訟とめぐりあったのは、昭和32年6月のある日。法律相談の帰りに出会った人との立ち話であったことが今も印象深く残るという。

氏の社会保障、社会福祉に関する訴訟活動はそれ以来だが、事件勝訴率は、5割をこえる。

今後の抱負を尋ねられ、氏は、「まず健康です」ときっぱり。2年余り前に脳内出血で倒れ、今も体に不自由さが残る。しかし続いて「健康の許す範囲で社会保障、社会福祉に前向きにとりくみたい」「社会保障のやりがいはいはうんとあります。学説はたくさんあります。それを現実に生かしたいんです」と語る。

最後に、自身が責任をもってかかわってきたという百里裁判について、最近の最高裁をみていると行方が心配だと顔をくもらせた。

憲法、人権へのみずみずしい精神とあふれるばかりのみなぎる情熱が、私たちの心をゆり動かす。氏の存在は、人権活動にかかわろうとする若い弁護士の範であり、大きな励ましであることを実感させられた。